

由利大内ウィンドファーム風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成28年4月

JR 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1)	公告の日及び公告方法	2
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	2
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1)	意見書の提出期間	3
(2)	意見書の提出方法	3
(3)	意見書の提出状況	3
第 2 章	環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解	4

[別紙 1] 日刊新聞紙における公告

[別紙 2] 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

[別紙 3-1] インターネットによる「お知らせ」

[別紙 3-2] 当社のウェブサイト

[別紙 4] 意見書（様式）

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年2月29日（月）

(2) 公告の方法

①平成28年2月29日（月）付けの次の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

（別紙1参照）

・秋田魁新報（日刊）

※平成28年3月26日（土）及び27日（日）に開催した説明会についての公告を含む

②地方公共団体の広報誌によるお知らせを掲載した。（別紙2参照）

・広報ゆりほんじょう（No.263 平成28年3月1日号）

③インターネットによるお知らせを実施した。

・秋田県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1443509477793/index.html>

・当社のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎5か所において縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

・秋田県庁本庁舎 環境管理課

・秋田県由利地域振興局 福祉環境部

・由利本荘市役所 生活環境課

・由利本荘市大内総合支所 市民福祉課

・由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課

②インターネットの利用による公表

・当社のウェブサイトにおいて、方法書及び要約書を公表した。（別紙3-2参照）

・秋田県のウェブサイトより当社のウェブサイトにリンクをされることにより、方法書及び要約書が参照可能とされた。（別紙3-1参照）

(4) 縦覧期間

平成 28 年 2 月 29 日（月）から平成 28 年 3 月 29 日（火）までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 3 名であった。

（内訳）秋田県庁本庁舎 環境管理課	1 名
秋田県由利地域振興局 福祉環境部	0 名
由利本荘市役所 生活環境課	0 名
由利本荘市大内総合支所 市民福祉課	0 名
由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課	2 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 269 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙 1 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：平成 28 年 3 月 26 日（土） 14 時 00 分から 15 時 30 分

開催場所：岩城総合支所 亀田出張所 就業改善センター（由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 41）

来場者数：6 名

開催日時：平成 28 年 3 月 27 日（日） 14 時 00 分から 15 時 30 分

開催場所：大内農村環境改善センター 2 階 保健指導室（由利本荘市岩谷町字日渡 100）

来場者数：6 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年2月29日（月）から平成28年4月15日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通であり、環境保全の見地からの提出された意見は6件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は6件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は1件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

1. 環境の保全の見地からの意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本方法書では、最も影響を受ける哺乳類（コウモリ類）の専門家へのヒアリングが行われていない。これは事業者自体の独断で調査、予測および評価が可能と判断したのか。	秋田県もしくは東北地方のコウモリ類相に詳しく方にヒアリングを計画しております。
2	コウモリ類の調査手法について、本方法書では、①任意観察調査、②捕獲調査、③バットディテクターによる入感調査の3手法が示されているが、図6.2-4(1)における「トラップ及び自動撮影装置設置地点」において、②は1季9地点を3季、③は1季全ルートを3季の調査を行うものと理解する。なお、捕獲されることによって、自由飛翔中の個体の音声記録できなくなるため、②と③は同日での調査を行わないこと。上記とは異なる場合はその理由と調査数量を具体的に記載すること。 ①はコウモリ類の「日中のねぐら」調査と理解するが、図6.2-4(1)の踏査（調査）ルート以外に、洞窟や露岩地などについても調査を行うのか。 ②の捕獲方法として、林内飛翔種が対象となるハープトラップのみの調査ではなく、林縁や樹幹、オープンスペースを飛翔する、いわゆる高空飛翔種の捕獲が可能なかすみ網による調査も併用すべきである。海外の事例では、後者の高空飛翔種がバットストライク（衝突死）の影響を受けることが判明している。 ③における使用機材は、フルスペクトラム方式の機種を使用すること。ヘテロダイン方式の機種では正確な周波数や入感時刻、回数の把握は不可能となり、得られたデータの客観性が乏しく、かつ信憑性が低い。調査は図6.2-4(1)に示された踏査（調査）ルート調査以外に、定点録音調査を行いコウモリ類の飛翔頻度を定量的に把握する必要がある。この調査手法を採用しないのはなぜか。理由を記載すること。場合によっては気象観測塔に機材を設置して長期間の録音記録を行い、地上からの調査を減らすことも可能と考える。フルスペクトラム方式で記録されたパルスは周波数解析を行い、地点間の頻度について検討すること。	現地調査は各季節にバットディテクター及び捕獲調査（3日間程度）、長期間の音声記録装置の設置（1週間程度）実施する予定です。また、洞窟や樹洞のほか、立杭・横杭といった人工建造物の存在有無など出産哺育コロニーとなり得る場所も含めて確認を行います（任意観察調査）。 なお、任意観察調査は哺乳類調査時に行うこととしておりますが、他の調査項目においても適宜確認を行います。 長期間の音声記録装置の設置においては、林内と樹冠部にマイクロホンを設置し調査を行います。 バットディテクターはUltra Sound Advice社のMini-3とPetterson社のD1000Xを併用して行い、長期の音声録音調査では、Petterson社のD500Xを設置します。長期の音声録音調査では、可能な限り対象事業実施区域の環境類型や地形特性を網羅できるよう、複数地点に設置する予定です。 捕獲調査はハープトラップと、樹冠付近の上空を飛翔する種を対象としてかすみ網を用いた調査を行います。ご指摘にありますとおり、バットディテクターと捕獲調査は別の日に行います。 なお、捕獲調査地点は、上記に示した任意観察またはバットディテクターによる調査で息が確認された複数の地点で実施する予定です。
3	本方法書においては、風力発電稼働後の事後調査（死体探索調査など）に触れていない。建設稼働後も責任を持って真摯に環境保全に取り組むべきである。また、由利本荘市には他の風力発電所が稼働しており、それらのバット&バードストライクの有無についての情報を事前に収集、または調査を行い、準備書における影響評価に組み込むべきである。	事後調査に関しては、現地調査の結果を踏まえて予測の不確実性が伴う場合には実施を検討して参ります。 周辺には既設風力発電施設は存在していませんが、県内におけるバットストライクの情報を可能な限り収集し、準備書においてはこれらの情報を踏まえて影響予測を行って参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>対象事業実施区域のある秋田県には、ヤマコウモリやヒナコウモリ、フジホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリなど貴重なコウモリ類が多く生息する。対象事業実施区域周辺は良好な樹林環境が広がることから、これら貴重なコウモリ類が生息する可能性は十分考えられる。</p> <p>コウモリ類は探餌のため夜間飛翔するが、風車にぶつかり死亡する事例が国内外で報告されており深刻な問題となっている。しかし方法書に記載した調査手法・調査地点・調査時期・調査回数では単なる『コウモリ相の把握』（どんな種がいるか、のみ）しかできず、影響予測に必要な情報（コウモリの出現頻度、出現時期・出現時間帯、高空の出現状況など）が得られない。よって、以下の調査を行うよう要望する。</p> <p>1) 高空の音声モニタリング</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は探知できない。よって地上のほか、風況ポール（バルーンは移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）を設置し、高空におけるコウモリの音声を自動録音すること。自動録音はコウモリの活動時間・出現頻度を把握するため、日没から日の出までとすること。コウモリは雨天や強風時など天候状況により出現しない日があるので、あわせて気象条件も記録すること。風速など気象条件と出現状況を比較するため、毎月連続7日間以上（可能なら全期間）自動録音すること。自動録音はヘテロダイン方式ではなく、周波数解析が可能な方式で行うこと。</p> <p>風車の配置状況、地形を勘案し、録音地点は1地点ではなく、複数地点選定すること。準備書には使用したバットディテクターの機種、台数、調査地点あたりの録音時間を記載すること。</p> <p>2) 捕獲調査</p> <p>バットディテクターによる種の同定はできない※。コウモリ相、つまり生息するコウモリの種類を確認するため、捕獲調査を実施すること。種によって季節的な移動（渡り）をするコウモリがある。よって、捕獲調査は季節別に複数回行うこと。捕獲したコウモリは、種名、性別、年齢、体重、前腕長を記録し、放獣時に、音声を録音すること。フジホオヒゲコウモリはヒメホオヒゲコウモリとよく混同されているが、初心者には同定が難しいので、専門家に同定してもらうこと。</p> <p>※コウモリの音声による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すること。</p>	<p>現地調査については、前述のとおり調査を実施致します。</p> <p>専門家への同定依頼については、捕獲個体の写真、外部計測値、音声解析結果などを提示し、同定結果を客観的に検証して参ります。</p> <p>なお、専門家へのヒアリングについては、秋田県もしくは東北地方のコウモリ類相に詳しい方をお願いしたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	風力発電施設供用によるコウモリへの影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要十分な調査については、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、バットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家にヒアリングを行うべきである。	No.1 の見解に記載のとおりヒアリングを実施致します。
6	現地調査によりコウモリ類への影響が予測される場合、保全対策と供用後のモニタリング手法については事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、バットストライクについて十分な知識のあるコウモリの専門家に、手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきである。	No.1 の見解に記載のとおりヒアリングを実施致します。

2. その他の意見

No.	意見の概要	事業者の見解
1	わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的負担がかかり迷惑だ。なぜ E メールで意見書を受け付けられないのか？改善を望む。	準備書時には E メールでも意見を受け付けるように致します。

○日刊新聞紙における公告

秋田魁新報（平成 28 年 2 月 29 日 日刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「由利大内ウインドファーム風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、ご覧頂きますようお願いいたします。なお、本事業は地域エネルギー開発株式会社よりJR東日本エネルギー開発株式会社へ事業の実施を引き継ぎました。

- 一、事業者の名称 JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 山本康裕
- 二、第一種事業の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号
- 種類 由利大内ウインドファーム風力発電事業
- 規模 風力発電所設置事業
- 三、対象事業実施区域 発電設備出力 最大五万キロワット
秋田県由利本荘市新沢及び岩城上蛇田地内ほか
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域 秋田県由利本荘市
- 五、縦覧の場所・時間 秋田県庁本庁舎 環境管理課
秋田県由利地域振興局 福祉環境部
由利本荘市役所 生活環境課
由利本荘市大内総合支所 市民福祉課
由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課
(いずれも土・日・祝日を除く開庁時)

電子縦覧

期間 平成二十八年二月二十九日(月)から
平成二十八年三月二十九日(火)まで
<http://www.jr-energy.jrgroup.ne.jp/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成二十八年四月十五日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、方法書説明会を開催する日時・場所
平成二十八年三月二十六日(土)十四時から十八時 岩城総合支所
亀田出張所 就業改善センター(由利本荘市岩城亀田町字田町四十二)
平成二十八年三月二十七日(日)十四時から十八時 大内農村環境
改善センター二階 保健指導室(由利本荘市岩谷町字日渡百)
八、問い合わせ先 JR東日本エネルギー開発株式会社 事業開発部
〒一〇五-〇〇〇四 東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村町ビル九階
電話 〇三(六二〇六)六〇七六(担当)事業開発部 由利大内担当

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ゆりほんじょう（平成 28 年 3 月 1 日（火）発行 No.263 15 頁）

「風力発電事業」に係る書面の縦覧および説明会を行います

大内・岩城地域で計画中の「由利大内WF風力発電事業」について「環境影響評価方法書」の縦覧・説明会を開催します。

対象事業実施区域 新沢および岩城上蛇田地内ほか
事業者名称 JR東日本エネルギー開発株式会社

【環境影響評価方法書の縦覧】

縦覧場所 県庁 環境管理課、由利地域振興局 福祉環境部、市役所 生活環境課、大内・岩城総合支所 市民福祉課（電子縦覧は事業者のホームページをご覧ください）

縦覧期間 2月29日(月)～3月29日(火)

意見受け付け 4月15日(金)まで

【環境影響評価方法書の説明会】

○岩城地区説明会

日時 3月26日(土)
14時～16時

会場 亀田出張所 就業改善センター2階 談話室

○大内地区説明会

日時 3月27日(日)
14時～16時

会場 大内農村環境改善センター2階 保健指導室

※環境保全の見地からのご意見は、縦覧場所備え付けの意見箱に投函いただくか、事業者にお問い合わせください。

問い合わせ先 JR東日本エネルギー開発(株)(東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル9階) ☎03-6206-6076、FAX03-6206-6075

○インターネットによる「お知らせ」

(秋田県のウェブサイト)



美の国あきたネット
秋田県公式ウェブサイト

秋田県検索窓

検索

お知らせ情報
分野別で探す
各課別で探す

由利大内ウィンドファーム風力発電事業に係る環境影響評価の概要

事業名	由利大内ウィンドファーム風力発電事業
事業者	Jエヌ日本エネルギー開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
計画法令	環境影響評価法
事業実施場所	由利本荘市野原沢及びその周辺部田地区域
計画地域	由利本荘市
事業の規模	最大50,000kW
公表日	平成27年9月29日
掲載期間	平成27年9月29日～10月29日
掲載場所	秋田県庁本庁舎 生活環境部環境管理課 秋田県由利地域振興課 福祉環境部 由利本荘市庁舎 生活環境課 由利本荘市市民センター 市民福祉課 由利本荘市市民福祉センター 市民福祉課
インターネットによる公表	環境省ウェブサイト
掲載開始日時	平成27年10月29日
掲載数	—
知事署名	平成27年12月22日（県庁資料の2027）
公表日	平成28年2月29日
掲載期間	平成28年2月29日～3月29日
掲載場所	秋田県庁本庁舎 生活環境部環境管理課 秋田県由利地域振興課 福祉環境部 由利本荘市庁舎 生活環境課 由利本荘市市民センター 市民福祉課 由利本荘市市民福祉センター 市民福祉課
インターネットによる公表	環境省ウェブサイト
掲載開始日時	平成28年4月15日
掲載数	
知事署名	
公表日	
掲載期間	
掲載場所	
事業着手日	
事業終了時期 (予定)	
掲載日	
公表方法	

ダウンロード

- [環境影響評価書\(1\)\(PDF\)\(27.8MB\)](#)

添付資料を閲覧するにはビューワソフトが必要な場合があります。詳しくはビューワーをご覧ください。(PDFウィンドウで開きます。)

お問い合わせ

生活環境部 環境管理課
TEL: 018-860-1571 FAX: 018-860-3881 E-mail: kankan@pref.akita.jp

分野別 | [くまのこ](#) | [環境](#) | [防災](#) | [健康](#) | [福祉](#) | [観光](#) | [スポーツ](#) | [子育て](#) | [教育](#) | [産業](#) | [文化](#) | [国際交流](#) | [防災](#) | [健康](#) | [福祉](#) | [観光](#) | [スポーツ](#) | [子育て](#) | [教育](#) | [産業](#) | [文化](#) | [国際交流](#)

各課別 | [環境部](#) | [生活環境課](#) | [観光スポーツ課](#) | [健康福祉課](#) | [産業課](#) | [文化課](#) | [国際交流課](#) | [防災課](#) | [健康課](#) | [福祉課](#) | [観光課](#) | [スポーツ課](#) | [子育て課](#) | [教育課](#) | [産業課](#) | [文化課](#) | [国際交流課](#) | [防災課](#) | [健康課](#) | [福祉課](#) | [観光課](#) | [スポーツ課](#) | [子育て課](#) | [教育課](#) | [産業課](#) | [文化課](#) | [国際交流課](#)

関係機関 | [国土交通省](#) | [国土利用・都市計画局](#) | [国土院](#)

イベント | [秋田県フェスティバル](#) | [秋田県博覧会](#)

お問い合わせ | [お問い合わせ](#) | [お問い合わせ](#)

検索 | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#) | [検索](#)

入札・申請 | [入札](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#) | [申請](#)

関係機関 | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#) | [関係機関](#)

リンク集 | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#) | [リンク集](#)

秋田県庁 〒010-8570 秋田県秋田市西町1-1 TEL:018-860-1111 E-mail: info@mail2.pref.akita.jp

[アクセシビリティ](#) | [プライバシー](#) | [個人情報取り扱い](#) | [著作権](#) | [お問い合わせ](#)

ATTA Prefecture All Rights Reserved. 本ページの複製・転載は著作権を侵害します。

(当社のウェブサイト)

(1)

【トップページ】



(当社のウェブサイト)

(2)

【環境影響評価方法書の縦覧ページ】

The screenshot shows the website for JR East Energy Development Co., Ltd. with a navigation menu at the top: 会社概要 (Corporate Info), 事業内容 (Solution), ミッション (Mission), 交通アクセス (Access), and お問い合わせ (Contact). The main content area is titled "環境アセスメントについて INFORMATION" and features a section for the public viewing of the environmental impact assessment method book for the "Yurika Wind Farm" project. It includes a table of contents with 8 chapters, viewing locations, viewing hours (February 29 to March 29, 2016), and contact information. A "前のページに戻る" button is located at the bottom of the content area, and a "ページトップに戻る" link is at the bottom right. The footer contains privacy policy and site map links, copyright information for JR-EAST Energy Development Co., Ltd., and a logo for JR.

JR東日本エネルギー開発株式会社
JR EAST Energy Development Co., Ltd.

会社概要 Corporate Info | 事業内容 Solution | ミッション Mission | 交通アクセス Access | お問い合わせ Contact

環境アセスメントについて INFORMATION

「由利大内ウィンドファーム風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

秋田県由利本荘市における「由利大内ウィンドファーム風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2016年02月29日（月）～2016年03月29日（火）の間中は閲覧が可能です。
※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 その他環境省令で定める事項
第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
要約書
環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所
秋田県庁本庁舎 環境管理課
秋田県由利地域振興局 福祉環境部
由利本荘市役所 生活環境課
由利本荘市大内総合支所 市民福祉課
由利本荘市岩城総合支所 市民福祉課

縦覧期間：2016年02月29日（月）～ 2016年03月29日（火）
（土・日・祝日を除く開庁時）

お問い合わせ先
JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：事業開発部 由利大内担当 電話：03-6206-6076
時間：午前10時00分から午後18時30分まで（土・日・祝日を除く）

前のページに戻る

ページトップに戻る

プライバシーポリシー | サイトマップ
Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

○意見書（様式）

**「由利大内ウィンドファーム風力発電事業 環境影響評価方法書」
ご意見記入用紙**

「由利大内ウィンドファーム風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の間合せ先へ送付ください。

＜間合せ先＞ JR東日本エネルギー開発株式会社 事業開発部 由利大内担当
〒105-0004
東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル9階
TEL：03-6206-6076

項目	ご記入欄
お名前	
※法人その他団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご住所	
※法人その他団体にあつては、 主たる事務所の所在地	
方法書についての環境の 保全の見地からの意見 ※日本語により、意見の理由も含めて記載してください。	

注1：本用紙の情報は、個人情報の観点から適切に取り扱います。

注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面または同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

注3：ご意見は、平成28年4月15日（金）までにご提出ください。